

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における
申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について

標記について、令和 5 年 6 月 30 日付け年管管発 0630 第 2 号により地方厚生(支)局年金調整課長及び年金管理課長並びに市町村(特別区を含む。)民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて、同日付け年管管発 0630 第 3 号により日本年金機構事業管理部門担当理事あて発出しましたので、お知らせします。

(別紙)

年管管発 0630 第 2 号
令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿
市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

年管管発0630第3号
令和5年6月30日

年金給付事業部門担当理事殿
日本年金機構事業管理部門担当理事殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の発表に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

これまで、国民年金保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）に係る受理及び処分や障害年金、遺族年金の裁定に係る事務を行っていただくとともに、被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知を対応頂いているところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和5年6月8日付警察庁丙審教厚発第7号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されたところである。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第77条の7に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続き遺漏無きようご対応申し上げる。

なお、地方厚生（支）局年金調整課長、年金管理課長及び市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長宛に別添のとおり通知していることを申し添える。

以上

(別紙)

年管管発 0630 第 2 号
令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿
市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。